

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施（三件）……………
- ……………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）…一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課）…三
- 品川区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約…（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）…三
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………
- ……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）…三

告示

●東京都告示第九百七十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年九月二十四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域

江東区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年十月二十五日から令和七年一月十四日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

- (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第九百七十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年九月二十四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域

足立区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年十一月六日から令和七年二月五日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

- (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第九百七十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年九月二十四日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域

文京区、豊島区、北区及び板橋区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日

令和六年十一月一日から同年十二月二十六日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在

の場所において、検査を実施する。

- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称
検査機関

●東京都告示第九百七十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年九月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十七年九月十五日から令和六年十一月三十日まで

三 施行地区

渋谷区桜丘町、道玄坂一丁目及び渋谷三丁目各地内
事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区桜丘町四番二十三号

平成二十七年九月十五日

五 変更の内容

事務所の所在地を渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年九月二十四日

●東京都告示第九百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所に對し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和六年九月二十四日

東京都多摩建築指導事務局長

茂 木 竜 一

- 一 公聴会を行う日時
令和六年十月一日（火曜日）午後四時から
- 二 公聴会を行う場所
公益財団法人東京都農林水産振興財団青梅庁舎本館講堂
青梅市新町六丁目七番地の一
- 三 書面の提出先
東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課日影規制・紛争調整担当
（東京都青梅合同庁舎三階）
青梅市河辺町六丁目四番地の一
電話〇四二八（二三）三二八九

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都知事 小池 百合子

建築敷地 青梅市新町六丁目七番一

地域地区 第一種低層住居専用地域、第一種高度地区
等 及び建築基準法第二十二条区域

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 畜舎

増築

及び用途 畜舎ほか

敷地面積 約二三九、七八九 増減なし
平方メートル

建築面積 約一四、八四〇平方メートル（合計約一七、七四〇平方メートル）

延べ面積 約一五、三三二平方メートル（合計約一八、一四三平方メートル）

構造及び階数 鉄骨造ほか
地上二階ほか

高さ 九・七〇メートル 九・二五〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第九百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、品川区の児童自立支援施設に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

令和六年九月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

品川区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、品川区（以下「甲」という。）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第

百六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第二条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙が協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

（収入の帰属）

第四条 委託事務の管理及び執行に係る使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入は、全て乙の収入とする。

（収入及び支出の経理）

第五条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の精算）

第六条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（委託事務の廃止に伴う決算処理等）

第八条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第九条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和六年十月一日から施行する。

●東京都告示第九百八十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第四項の規定により、東京建設職能国民健康保険組合規約の一部変更について届出があったので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	東京都新宿区市谷田町二丁目二 十六番地	東京都千代田区九段南三丁目二 番七号 いちご 九段三丁目ビル 四階	令和六年九月二十四日

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051